

会員規約をよくお読みいただいたうえで、カードをご利用ください。

セブンカード(一般法人用)規約・規定集

会員情報の取扱いに関する重要事項

株式会社セブン・カードサービス

本規約・規定集の対象となるカードは、券面に「SEVEN CARD」または「IY CARD」と記載のあるカードです。

セブンカードをご愛用賜り、誠にありがとうございます。本規約には、カードに関する重要な内容が記載されております。必ずお読みいただいたうえで、大切に保管してください。

目次

セブンカード会員規約(一般法人用) P.2

()内数字は条番号を表します。

第1章 総則 P.2

- ・定義(1) ・法人会員とカード使用者(2) ・支払責任および連絡責任者(3)
- ・カードの貸与およびカードの管理(4) ・カードの有効期限(8) ・暗証番号(9)
- ・年会費(10) ・届出事項の変更(12)
- ・取引時確認等および外国PEPsの申告(13)
- ・反社会的勢力の排除、マネー・ローンダリング等の禁止(14) など

第2章 ショッピング利用 P.8

- ・利用可能枠(16) ・ショッピングの利用(19)
- ・ショッピング利用代金の支払区分(21) など

第3章 お支払方法その他 P.11

- ・約定支払日と口座振替(23) ・明細(24) ・遅延損害金(25)
- ・期限の利益の喪失(28) ・退会および会員資格の喪失等(29)
- ・カードの紛失・盗難による責任の区分、カード番号等の不正利用(30)
- ・会員規約の変更(36) など

ポイントサービス特約 P.19

会員情報の取扱いに関する重要事項 P.22

ご相談窓口 P.26

反社会的勢力に対する基本方針 P.26

セブンカード（一般法人用）規約・規定集

セブンカード会員規約（一般法人用）

第1章 総則

第1条（定義）

- 1.本規約において「カード」とは、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」といいます。）が、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）と提携して発行するクレジットカードである「セブンカード法人カード」をいいます。なお、「セブンカード法人カード」には、当社が発行するカードで券面に「SEVEN CARD」と記載のあるカードのみならず、券面に「IY CARD」と記載のあるカードも含まれます。
- 2.当社と契約したカード取扱店舗・施設等を「当社加盟店」といい、JCBまたはJCBの提携会社もしくは関係会社と契約した国内または国外のJCBカードの取扱店舗・施設等を「JCB加盟店」といいます（以下当社加盟店とJCB加盟店を総称して「加盟店」といいます。）。

第2条（法人会員とカード使用者）

- 1.当社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、入会を申込みされた官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体（以下総称して「法人等」といいます。）または個人で事業を営む方（以下「個人事業主」といいます。）で、当社が審査のうえ入会を承認した法人等または個人事業主を「法人会員」といいます。また、個人事業主である法人会員を「個人事業主会員」といいます。
- 2.カードの使用者として法人会員によって指定され、かつ本規約を承認のうえ入会を申込みされた個人の方で、当社が審査のうえ入会を承認した方を「カード使用者」といいます。また、カード使用者のうち、法人等を代表する権限のある方を「代表使用者」といいます。
- 3.法人会員と代表使用者をあわせて「支払責任者」といいます。
- 4.法人会員とカード使用者をあわせて「会員」といいます。
- 5.個人事業主会員自身がカード使用者となったときは、当該個人事業主は、本規約に定められた法人会員としての責任およびカード使用者としての責任の双方を負うものとします。
- 6.法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除きます。以下本項において同じとします。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含みます。以下同じとします。）を使用して、本規約に基づくカード利用（ショッピング利用（第19条に定めるものをいいます。以下同じとします。）および第7条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合、当該行為を含みます。以下同じとします。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第29条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード使用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。
- 7.会員と当社との契約（以下「本契約」といいます。）は、当社が入会を承認したときに成立します。なお、当社と会員は、本規約が本契約の内容となることに合意します。
- 8.会員は、法人会員の営業のためにのみ、事業費の決済を利用目的としてカードを利用することができます。ただし、会員が本項に違反してカードを利用した場合であっても、支払責任者は当該利用について当然に支払義務を負うものとします。

第3条（支払責任および連絡責任者）

- 1.支払責任者は、会員によるカード（第4条第2項に定めるカード情報を含みます。）の利用代金、その他本規約において支払責任者のいずれかが負担するとされる一切の債務について連帯して当該債務を負担するも

- のとし、支払責任者のいずれかに対する履行の請求は、請求を受けていない他の支払責任者に対しても、その効力を生じるものとします。
- 2.代表使用者は、法人等の代表権またはカード使用者の資格を喪失した場合であっても、当該代表使用者とは別の個人が当社の承認を得て代表使用者とならない限り、前項の支払責任者としての一切の債務を継続して負担するものとします。
 - 3.前条第6項に基づき本代理権を授与されたカード使用者のカード利用はすべて法人会員の代理人としての利用となり、当該カードの利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者(ただし、個人事業主会員自身および代表使用者を除きます。)はこれを負担しないものとします。また、法人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者(ただし、個人事業主会員自身を除きます。)をして本規約を遵守させる義務を負うものとします。
 - 4.法人等または個人事業主は、入会申込書に記載すべき事項等について当社から確認を行うための連絡責任者を、当社所定の入会申込書等に記載し、当社に提出するものとします。
 - 5.本規約において特に定める場合を除き、第1項に基づき支払責任者が連帯して負担する債務については、民法の連帯債務に関する規定が適用されるものとします。

第4条 (カードの貸与およびカードの管理)

- 1.当社は、会員に対し、カード使用者1名につき1枚の当社が発行するカードを貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」といいます。)を含みます。カード使用者は、カード(ただし、署名欄(サインパネル)が設けられていないカードを除きます。)を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行うものとします。
- 2.カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。
 - (1)カード使用者の氏名
 - (2)カード番号およびカードの有効期限(あわせて以下「カード番号等」といいます。)
 - (3)セキュリティコード(カード裏面に印字される場合には、署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいい、カード番号等とセキュリティコードをあわせて以下「カード情報」といいます。)
- 3.カードの所有権は、当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理するものとし、特に非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、特段の注意をもって、カード情報を管理するものとします。カードおよびカード情報は、カード上に表示されたカード使用者本人のみに使用を認められるものですので、会員は、当該カード上に表示されたカード使用者以外の者に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることは、一切できないものとします。

第5条 (カードの再発行)

- 1.当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、当社が審査のうえ承認した場合、カードを再発行します。この場合、支払責任者は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。
- 2.当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、会員は予めこれを承認します。

第6条 (カードの機能)

- 1.会員は、本規約に定める方法、条件によりカードまたはカード情報を

使用することによって第2章(ショッピング利用)に定める機能を利用することができます。

- 2.カードの機能のうち、ショッピング利用は、会員が加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能であり、当社は、会員からの委託に基づき、会員に代わって加盟店に対する、代金の支払いを行うサービスを会員に対して提供します。

第7条(付帯サービス等)

- 1.会員は、第2章(ショッピング利用)に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当社または当社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。)がカードに付帯して提供する特典その他のサービス(以下「付帯サービス」といいます。)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 2.会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合、それらに従うものとし、付帯サービスを利用できない場合があることを予め承認します。
- 3.会員は、付帯サービスを利用するために、カード使用者がカード(第4条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含みません。以下本項において同じとします。)をサービス提供会社または加盟店に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。当該場合のほか、会員は、付帯サービスを利用する場合、当社またはサービス提供会社所定の方法に基づき利用するものとし、
- 4.会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス(「MyJCB」「MyJチェック」等を含みますが、これらに限りません。以下同じとします。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、一部のカードについてはこの限りではありません。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービスの利用内容が異なります。会員は、入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当社所定の手続きをとり、当該登録を維持するよう努めるものとし、
- 5.会員は、当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当社またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。

第8条(カードの有効期限)

- 1.カードの有効期限は当社が指定するものとし、カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月(以下「有効期限年月」といいます。)の末日までとします。
- 2.当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。)を発行します。

第9条(暗証番号)

- 1.カード使用者は、カードの暗証番号(4桁の数字)を当社に登録するものとし、
 - 2.カード使用者は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとし、
- 推測されやすい番号を使用したことにより生じた損害に対し、当社は一切の責任を負わないものとし、
- 会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、
- またカード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、

その使用はすべて当該カードを貸与されている会員による使用とみなし、そのカードの利用代金(以下「利用代金」といいます。)はすべて支払責任者の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合には、この限りではありません。

- 3.カード使用者は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、カードのうち、ICチップが組み込まれたICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります(当社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。)

第10条(年会費)

- 1.支払責任者は、当社に対し当社所定の年会費を支払うものとします。
- 2.入会初年度の年会費は、無料とします。入会2年目以降の年会費は、ショッピング利用(第19条に定めるものをいいます。)に基づき前年度に支払うべき金額の合計額が、5万円以上の場合、無料とします。なお、当該合計額はカード使用者が複数の場合は当該カード使用者全員の合算とします。
- 3.前項に定める前年度とは、前年の有効期限年月の応当月(以下「有効期限月」といいます。)の翌月10日から、当該年の有効期限月の翌月9日までの期間をいいます。
- 4.支払責任者は、第2項に定める年会費無料の条件に満たない場合、当社に対して、当社が指定する年会費請求月の約定支払日(第23条に定めるものをいいます。以下同じとします。)に、当社所定の年会費(カード使用者の人数によって異なります。)を支払うものとします。
- 5.前項に基づき支払われるべき年会費が約定支払日に支払われなかった場合は、翌月以降の約定支払日に請求させていただくことがあります。なお、お支払済みの年会費については、退会または会員資格の喪失となった場合、その他理由のいかんを問わずお返ししません。

第11条(業務委託)

- 1.会員は、当社が当社の指定する加盟店または委託先に対して、次の業務を委託することを、予め承諾するものとします。
 - (1)カードの入会申込の受付および申込みの記載内容の確認
 - (2)カード入会および利用に関する問合わせの取次ぎに係る業務
- 2.会員は、当社がJCBまたは当社の指定する委託先に対して次の業務を委託することを、予め承諾するものとします。
 - (1)カードの入会申込の受付、申込みの記載内容の確認および入会の承認、会員資格の審査に係る業務
 - (2)カードの交付に係る業務
 - (3)カード利用の承認の判定およびカードの利用可能額の増減に係る業務
 - (4)利用代金および手数料等の金額の通知に係る業務
 - (5)(4)の金額の口座振替、代金の入金案内、収納およびカード回収に係る業務
 - (6)カードの情報処理、電算機処理に付随する業務
 - (7)カードの紛失・盗難連絡の受付、登録および各種届出事項の変更に関する受付、登録に係る業務
 - (8)カード利用に関する問合わせに係る業務
 - (9)カード利用に関する債権回収業務
 - (10)その他カードに係る業務のうち当社が指定したもの
- 3.会員は、当社が前二項の業務の範囲を追加・変更することがあることを、予め承諾するものとします。
- 4.会員は、当社の指定する加盟店、委託先またはJCBが第1項または第2項の業務を行うために必要な範囲に限り、当社が当該加盟店、委託先またはJCBに対して、会員に関する情報を預託することについて予め承諾するものとします。

第12条(届出事項の変更)

1. 会員が当社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号およびお支払口座（第23条に定めるものをいいます。以下同じとします。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号、Eメールアドレス等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。また、当社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合、会員は、これに応じ当該資料を提出するものとします。
2. 前項の変更の届出がなされていない場合であっても、当社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した会員に関する情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は、当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、当社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合、これに応じるものとします。
3. 第1項の変更の届出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合、当該通知等は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第13条（取引時確認等および外国PEPsの申告）

1. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいいます。）が当社所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当社が判断した場合は、当社は入会をお断りすること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
2. 会員（本項においてはカードに入会を申込みされる方を含みます。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社所定の方法によりその事実を申告するものとし、会員がこれを怠った場合または当社が会員に対して次の各号のいずれかに該当するか否かについての回答を求めたにもかかわらず、これに応じなかった場合、入会をお断りすること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
 - (1) 次の「外国の重要な公的地位にある者」または過去にこれらの者であった者
 - ① 国家元首
 - ② 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣および副大臣に相当する職
 - ③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - ④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ⑤ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - ⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - ⑦ 中央銀行の役員
 - ⑧ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
 - (2) (1)に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下本号において同じとします。）、父母、子、兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子）
 - (3) (1)、(2)に掲げる者が法人会員の実質的支配者（その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるもの）として存

在している場合

- 3.当社は、会員が入会した後、会員が当社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は、正当な理由なく、当該求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 1.会員(本条においては、カードに入会を申込みされる法人等または個人事業主を含みます。)は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団(その団体の構成員またはその団体の構成団体の構成員が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
 - (2) 暴力団員(暴力団の構成員)および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金・武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)
 - (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)
 - (5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
 - (7) 特殊知能暴力集団等((1)から(6)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)
 - (8) テロリスト等
 - (9) 日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者
 - (10) (1)から(9)に掲げる者(以下「暴力団員等」といいます。)の共生者(暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力・情報力・資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者、暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者)
 - (11) その他(1)から(10)に準ずる者
- 2.会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他(1)から(4)に準ずる行為
- 3.当社は、会員が第1項または前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、会員によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。また、当社は、会員に対して、当該事項に関する

調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、会員はこれに応じるものとします。当社がカード利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。

4. 当社は、会員が第1項または第2項の規定に違反していると認めた場合、または第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、第28条第1項(6)に基づき支払責任者の期限の利益を喪失させ、第29条第3項(5)から(8)の規定に基づき会員資格を喪失させるものとします。
5. 会員は、第29条第3項(5)から(9)、(11)および(12)のいずれかに該当したことにより、当社に損失・損害または費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合は、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、会員は、第29条第3項(5)から(9)、(11)および(12)のいずれかに該当し会員資格を喪失したことにより、会員に損害が生じた場合であっても、当該損害等について当社に請求をしないものとします。

第14条の2(マネー・ローンダリング等の禁止)

会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含みます。)に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為(以下これらを総称して「マネー・ローンダリング等」といいます。)を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

第2章 ショッピング利用

第15条(標準期間)

本規約において標準期間とは、前月16日から当月15日までをいいます。

第16条(利用可能枠)

1. 当社は、法人会員につき、審査のうえ、機能ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を決定します(機能ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」といいます。)
 - (1) ショッピング1回払い利用可能枠
 - (2) ショッピング2回払い利用可能枠
2. 前項(1)、(2)の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠(以下「総枠」といいます。)となります。機能別利用可能枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。
3. 当社は、会員のカード利用状況および支払責任者の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとします。
4. 当社は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、支払責任者の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当社が設定した増額期間が経過することにより、当社から会員に対して何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当社は法人会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。
5. 法人会員が当社から複数枚のカード(当社が発行する当社所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含みます。以下同じとします。)の貸与を受けた場合、それら複数枚のカード全体における利用可能枠(以下「総合与信枠」といいます。)は、原則として、カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各カードにおける利用可能枠は、当該カードに個別に定められた金額となります。

第17条(利用可能な金額)

1. 会員は、次の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用する

ことができるものとします。なお、本項から第3項の定めは、ショッピング利用のすべてに適用されます。

- (1) 会員が利用しようとする機能の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高を差し引いた金額
 - (2) 総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額
- 2.前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問いません。また、遅延損害金は除きます。）で、支払責任者が未だ当社に対して支払いを済ませていない金額をいい、すべてのカード使用者分を合算した金額をいいます。
 - 3.前二項にかかわらず、法人会員が当社から複数枚のカードの貸与を受け前条第5項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、法人会員が保有するすべてのカードの利用残高を合算した金額となります。
 - 4.支払責任者は、利用可能枠を超えてカードが利用された場合についても当然に支払義務を負うものとします。
 - 5.会員が、前条第1項(2)の機能別利用可能枠を超えてショッピング2回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同等に取扱われます。

第18条（利率の計算方法等）

- 1.遅延損害金の利率の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日（うるう年は366日）とする日割方式とします。
- 2.当社は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用に係る遅延損害金の利率を変更することがあります。この場合、第36条にかかわらず、改定後の利率は利用残高の全額に対して適用されます。

第19条（ショッピングの利用）

- 1.会員は、加盟店において、第2項から第5項に定める方法または当社が特に認める方法により、本条その他当社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」といいます。）。当社は、カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
- 2.会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力に代わる、所定の手続きを行うことによりまたは売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用することができます。
- 3.会員は、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他当社が特に認めた取引を行う加盟店において、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法によりまたは当該方法に加えてセキュリティコードもしくは本人認証サービスを利用するためのパスワードを送信する方法その他当社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者は、当社所定の方法によりカードの提示および売上票への署名を省略することができます。
- 4.会員は、当社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引について、予め会員が加盟店との間で合意している場合、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、

売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

5. 会員は、通信料金等当社所定の継続的役務について、会員がカード番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。また、会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとし、当該事由が生じた場合、当社またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを予め承認するものとし、支払責任者は、会員に対して退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、第29条第1項なお書きおよび第29条第3項に従い、支払義務を負うものとし、
6. 会員のショッピング利用に際しては、加盟店が当該ショッピング利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じとします。）が加盟店に提示または通知された際、当社は、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、次の対応をとることができます。
 - (1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じてカード使用者本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2) 当社または当社の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において法人会員のカード番号・所在地・電話番号およびカード使用者の氏名その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている会員に関する情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
 - (3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留またはお断りする場合があります。
 - (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは本人認証サービスを利用するためのパスワードの入力その他当社が別に定める操作をを求める場合があります。当該ショッピング利用の申込者がセキュリティコードまたは本人認証サービスを利用するためのパスワードを誤って入力した場合、カード使用者によるカード使用を一定期間制限することがあります。
8. 当社は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・役務等を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供します。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとし、会員は、加盟店から購入した商品・権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとし、支払責任者の当社に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとし、
9. 当社は、カード使用者がカードを使用して商品・権利を購入し、または役務の提供等を受けた場合、カード使用者が法人会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなすものとし、当該契約に基づく債務は、支払責任者が負担するものとし、
10. 会員は、現金の取得を目的とした商品・権利の購入または役務の提供等へのカードの利用可能枠（第16条第2項に定めるものをいいます。）の利用（以下「ショッピング枠現金化」といいます。）をしてはならないものとし、なお、ショッピング枠現金化には、次の方式

等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。

- (1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店その他の第三者から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
 - (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
 - (3) 現行紙幣・貨幣を商品として購入し、カードを利用して支払い、加盟店その他の第三者から現金の交付を受ける方式
11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限りません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第17条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。

第20条（立替払いの委託）

1. 会員は、前条第1項の定めのとおり、カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代行に行うために、次の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。

- (1) 当社が加盟店に対して立替払いすること。
 - (2) JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。
 - (3) JCBの提携会社またはJCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの提携会社またはJCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。
2. 会員は、商品の所有権については、当社が加盟店またはJCBに対して支払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを承認するものとします。

第21条（ショッピング利用代金の支払区分）

ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払いまたはショッピング2回払いのいずれかより、カード使用者がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング2回払いは、当社が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、カード使用者が支払区分を指定しなかった場合は、ショッピング1回払いを指定したものととして取扱われます。

第22条（ショッピング利用代金の支払い）

支払責任者は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第20条における当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いまたは債権譲渡の有無にかかわらず、次のとおり支払うものとします。

- (1) ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に支払うものとします。
- (2) ショッピング2回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額の半額（1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。）を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日にそれぞれ支払うものとします。

第3章 お支払方法その他

第23条（約定支払日と口座振替）

1. 約定支払日は、毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）とします。支払責任者は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」と

いいます。)を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等(原則として法人会員名義の口座等を届け出るものとします。以下「お支払口座」といいます。)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、法人会員の当社に対するお支払口座の届出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則支払責任者の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合、お支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。支払責任者は、支払責任者が当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法で本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社が翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを承諾するものとし、当社は支払責任者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が支払責任者に返金すべき金額を差引くことができるものとします。

- 2.支払責任者は、会員が国外でカードを利用した場合等の支払責任者の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店に第20条に係る代金等の支払処理を行った時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法によって円換算した円貨により、当社に対し支払うものとします。
- 3.会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店に第20条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当社が会員へ返金を行う場合は、原則として前項に基づきJCBの関係会社が加盟店に第20条に係る代金等の支払処理を行った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算した円貨によるものとします。ただし、当社がかかる時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合は、JCBの関係会社が加盟店との間で当該解除等に係る手続きを行った時点(会員が加盟店との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なる場合があります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。
- 4.会員が国外で付加価値税(VAT)返金制度を利用した場合において、当社が法人会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税(VAT)返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点(会員が付加価値税(VAT)返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、カード使用者が第6項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当社が本項に基づき法人会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店がカード使用者に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。
- 5.第2項から前項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合は、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。

6. 会員が国外でカードを利用した場合であっても、カード使用者が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほか、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、カード使用者が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合は、カード使用者が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合、第2項、第3項および前項の適用はありません。なお、加盟店がカード使用者に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります（ただし、第4項に基づく返金時のみ、前項は適用されます。）。
7. 支払責任者が本規約に基づきATMを利用する方法または当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法により利用代金を支払う場合、支払責任者が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、当社による受領が翌営業日になる場合があります。

第24条 (明細)

当社は、当社所定の方法（法人会員が「MyJCB」および「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「MyJCB」および「MyJチェック」に登録している場合、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。

第25条 (遅延損害金)

支払責任者は、会員のカード利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、遅延損害金は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合、残債務全額（ただし、遅延損害金は除きます。）に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、次に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

- ・ショッピング1回払い 年14.60%
- ・ショッピング2回払い 法定利率

第26条 (支払金等の充当順序)

支払責任者の当社に対する債務の支払額が本規約およびその他の諸契約に基づき当社に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合、当該支払額の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。

第27条 (当社の債権譲渡)

当社は、当社が必要と認めた場合、当社が支払責任者に対して有するカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡し、または担保に入れることがあります。

第28条 (期限の利益の喪失)

支払責任者は、次のいずれかに該当する場合、(1) から (4) においては、何らの通知・催告を受けることなく当然に、(5) から (7) においては、当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 支払責任者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。
- (2) 支払責任者が自ら振出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- (3) 支払責任者が差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4) 支払責任者が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他

の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。

- (5) (1) から (4) のほか支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 会員が本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合(第14条第1項および第2項に違反する場合ならびに同条第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をしたときを含みますが、これらに限りません。)
- (7) 第29条第3項 (1) から (3)、(11) および (12) のいずれかの事由に基づき支払責任者が会員資格を喪失したとき。

第28条の2(取引の制限等)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用を含みますが、これらに限りません。以下同じとします。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

- (1) 支払責任者が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他支払責任者の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合
- (2) (1)のほか、会員のカードの利用状況および支払責任者の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当社が判断した場合
- (3) 会員が第14条の2に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合
- (4) 会員が第12条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第13条第2項に基づく当社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
- (5) (1) から (4) のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合

第29条(退会および会員資格の喪失等)

1. 会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務について、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。
2. 会員は、当社が第4条、第5条または第8条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして当社が取扱うことに同意します。
3. 次のいずれかに該当した会員((4)または(10)については、それに該当するカード使用者(個人事業主会員を含みます。)をいい、カード使用者が(1)から(3)、(5)から(8)、(11)および(12)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含みます。)は、(1)および(4)のいずれかに該当した場合は当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)においては当社が会員資格の喪失するものとの通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失するものとし、また、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、また、支払責任者は、会員が、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとし、また、(10)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場合で、当該個人事業主会員の事業を引継ぐ旨の申告をした者(以下「事業承継者」といいます。)から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があ

り、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第3条に定める支払責任者としての義務(契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含みます。)を負うものとします。

- (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 会員が本規約に違反したとき。
 - (3) 支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたとき、もしくは生じるおそれがあると当社が判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。
 - (4) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
 - (5) 会員、法人会員の役職員等(法人会員の役員、顧問、もしくは従業員または法人会員を実質的に支配しもしくは経営に影響力を行使できる者をいいます。以下同じとします。)が第14条第1項(1)から(11)のいずれかに該当したとき。
 - (6) 会員が第14条第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (7) 会員が第14条第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をしたとき。
 - (8) 会員、法人会員の役職員等が、自らまたは第三者を利用して第14条第2項(1)から(5)のいずれかに該当する行為を行ったとき。
 - (9) 会員または法人会員の役職員等が自らまたは第三者を利用して、当社または当社の委託先の役員または従業員(以下総称して「役職員」といいます。)に対して、次の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。
 - ① 暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求
 - ② 長時間にわたる時間的拘束(電話によるものを含みます。)、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求
 - ③ 上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為
 - ④ 法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
 - ⑤ 上記①から④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為
 - (10) カード使用者が死亡したことを当社が知ったとき、または連絡責任者もしくはカード使用者の親族等からカード使用者が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。
 - (11) 会員が第14条の2に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第12条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第13条第3項に基づく当社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。
 - (12) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。
 - (13) その他、当社が会員として不適格と判断したとき。
4. カード使用者は、法人会員が、当社所定の方法によりカード使用者によるカード使用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
5. 当社は、すべてのカード使用者が退会、または会員資格を喪失した場合に、法人会員の会員資格を喪失させることができるものとします。
6. 第3項または第4項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は、加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
7. 会員は、第3項または第4項に該当し、当社が直接または加盟店を通

じてカードの返還を求めた場合、直ちにカードを返還するものとします。

第30条 (カードの紛失・盗難による責任の区分)

- 1.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含みます。)、それらの利用代金は支払責任者の負担とします。
- 2.当社は、前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合(紛失または盗難による場合をいいます。)、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社に当社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により当社所定の紛失・盗難届を当社に提出したことを条件として、当該通知を受けたカードについて、当社が通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかる利用代金を免除します。
- 3.会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員または法人会員の役職員等と面識のある者である場合(ただし、本条に基づき支払責任者が利用代金を負担する場合を除きます。))には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
- 4.支払責任者は、次のいずれかの事由がある場合は、第2項にかかわらず、利用代金債務を免除されることなく、第1項に基づき、利用代金を当社に支払うものとします。
 - (1) 会員が第4条に違反したとき。
 - (2) 法人会員の役職員等、カード使用者の家族もしくは親族(同居の有無を問いません。)・同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者(以下「会員関係者」といいます。))がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (3) 会員(法人等にあつては、その理事・取締役または法人等の業務を執行するその他の機関)が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。
 - (4) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含みますが、これらに限りません。)に協力しなかったとき。
 - (5) 第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは当社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
 - (6) 会員が第3項に違反したとき。
 - (7) カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報(各種のパスワード等をいいます。以下同じとします。)が使用されたとき(ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除きます。))。
 - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じたとき。
 - (9) その他、本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じ

たとき。

第30条の2(カード番号等の不正利用)

- 1.カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等(以下「紛失・盗難等」といいます。)されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含みます。)、それらの利用代金は支払責任者の負担とします。
- 2.当社は、前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社に当社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社の請求により当社所定の紛失・盗難等届を当社に提出したことを条件として、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、利用代金債務を免除します。
- 3.他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)、(2)のうちいずれか早い方の日(なお、日にちを特定するにあたっては、第10条第3項が適用されるものとします。)から60日以内に、会員が前項に基づき当社に対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づく利用代金債務の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピング2回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。
 - (1)当社が明細確定通知を法人会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日
 - (2)当社が法人会員に対して明細を送付した場合にあつては、当該明細が法人会員の届出住所に到達した日
- 4.会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員または法人会員の役員等と面識のある者である場合(ただし、本条に基づき支払責任者が利用代金を負担する場合を除きます。)には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
- 5.支払責任者は、次のいずれかの事由がある場合、利用代金は免除されず、支払責任者は第1項に基づいて、利用代金を当社に支払うものとします。
 - (1)会員が第4条に違反したとき。
 - (2)会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (3)会員(法人等にあつては、その理事、取締役または法人等の業務を執行するその他の機関)が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。
 - (4)会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含みますが、これらに限りません。)に協力しなかったとき。
 - (5)第2項に定める通知もしくは当社所定の紛失・盗難等届、または(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

- (6) 会員が第4項に違反したとき。
 - (7) カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき(ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除きます。)
 - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。
 - (9) その他本規約に違反している状況において紛失・盗難等が生じたとき。
6. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。
7. 当社は、前条および本条に定める利用代金の法人会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当社が当該変更を行う場合、原則として3か月前までに会員に対して当該変更につき通知するものとします。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合は、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合は、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができるものとします。

第31条 (偽造カードが使用された場合の責任の区分)

1. 偽造カード(第4条第1項、第5条第1項または第8条第2項に基づき当社が発行しカード使用者本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいいます。)の使用に係る利用料金については、支払責任者の負担となりません。
2. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係る利用代金は、支払責任者の負担とします。

第32条 (費用の負担)

支払責任者は、金融機関等にて振込みにより支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料・本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第33条 (合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず法人会員の所在地またはカード使用者の住所地・当社の本社・支社・営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに予め同意するものとします。

第34条 (準拠法)

会員と当社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第35条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

会員は、国外でのカード利用に際し、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証・証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限もしくは停止に応じるよう求められることがあることに予め同意します。

第36条 (会員規約の変更)

1. 当社は、次のいずれかの場合、会員との個別の合意がない場合であっても、本規約を変更することができ、変更後の本規約の条項について、会員との合意があったものとみなすものとします。
 - (1) 本規約の変更が、会員の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、本契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 本規約の変更にあたっては、当社ホームページにて、次に定める事項を予め周知するものとします。

- (1) 本規約を変更する旨
- (2) 変更後の本規約の内容
- (3) 効力発生時期

【2023年4月版】

ポイントサービス特約

第1条 本特約の目的

1. 当社は会員に対し、セブンカード会員規約（一般法人用）（以下「会員規約」といいます。）第7条に定める付帯サービスの1つとして、会員が加盟店においてカードを利用すること等により、本特約の規定に従い会員にポイントを加算し、加算されたポイントを当社が指定する第2条に定める「ポイント利用加盟店」において本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）を提供します。
2. ポイントサービス以外の事項に関しては、会員規約に従うものとします。

第2条 ポイント利用加盟店

ポイント利用加盟店は、株式会社イトーヨーカ堂、その関連会社または提携会社が運営するイトーヨーカドーとします。ただし、会員規約第7条に従い変更することがあります。

第3条 ポイントサービスの提供

1. カードによりクレジット決済をしたときに加算されるポイントをクレジットポイントといいます。
2. ポイント利用加盟店において、カードによりクレジット決済をしたとき、またはカードを提示して現金や商品券の利用などクレジット決済以外の支払方法によるショッピングで加算されるポイントをショップポイントといいます。
※ポイント利用加盟店においてカードによりクレジット決済をしたときには、前項および本項に規定される両方のポイントが加算されます。
3. 前二項の他、当社およびセブン&アイHLDGS.は、会員が当社およびセブン&アイHLDGS.の提供するサービスをご利用された状況等に応じてポイントの加算や割引等の優遇サービスを提供することがあります。

第4条 ポイント加算の方法

1. ポイント利用加盟店におけるポイントの加算について

(1) 加算の方法

- ① ご精算前にレジにてカードをご提示いただいた場合に限りポイントを加算します。ポイント加算に際しては、サービスカウンター等にてその手続きを行う場合があります。
- ② ポイントの加算は、当社が発行するカード・現金・セブン&アイ共通商品券・ギフト券・その他ポイント利用加盟店が指定する支払方法のいずれか、またはその組合わせに限り、
※当社以外が発行するクレジットカードのお支払いが含まれる場合には、ポイントは加算されません。
- ③ ポイントの加算内容は、以下のとおりとします。

ショップポイント …

ポイント利用加盟店においてカード（クレジット払い）・現金・商品券・ギフト券でお支払いのとき、お買上レシートに表示された1P対象税抜金額200円ごとに1ポイント加算します。

※ポイント利用分・割引セール時の割引金額は加算対象外となります。

クレジットポイント (A) …

ポイント利用加盟店においてカードによるクレジット決済をされたお買上金額（税込）200円ごとに1ポイント加算します。

※加算されるポイント数 = お買上金額（税込）÷ 200 × 1ポイント（小数点以下四捨五入）

- (2) ショップポイント加算の対象とならない売場・商品・サービス等について

- ① 売場：専門店（テナント）・飲食店・一部の食料品売場・一部の催事商品。

- ②商品:たばこ・商品券・ギフト券・テレホンカード・切手・印紙・葉書等の金券類・箱代等。
- ③サービス:加工・修理代・送料等。
- ④その他、当社がポイント対象外と指定する売場・商品・サービス・売掛の入金等。

(3) ボーナスポイントについて

- ①ボーナスポイント算定の期間は、毎年当年4月1日から翌年3月末日を対象とします。
- ②期間中、各カード使用者のショップポイント対象の累計お買上金額(消費税を除きます。)に応じて、次の表のとおり金額達成の翌日にボーナスポイントを各々達成されたカード使用者に加算します。

累計お買上金額(税抜)	ボーナスポイント
100万円に達したとき	3,000ポイント
150万円に達したとき	10,000ポイント
250万円に達したとき	10,000ポイント
以降100万円ごと	10,000ポイント

(4) 各カード使用者のポイント加算について

ショップポイントとクレジットポイント(A)は各々ご利用されたカード使用者に加算されます。

2. ポイント利用加盟店以外の加盟店におけるポイントの加算について

(1) 加算の方法

クレジットポイント(B)

ポイント利用加盟店以外の加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、当社ホームページ (<https://www.7card.co.jp/>) において記載のとおりポイントを加算します。このポイントは、ご利用代金明細書に表示され約定支払日の属する月の5日に加算されます。

(2) 加算の対象とならないご利用について

- ①カード年会費。
- ②その他、当社がポイント対象外と指定するご利用分。

(3) 各カード使用者のポイント加算について

各カード使用者のご利用によるポイントは、すべて、入会申込書において代表者お申込欄に記載されたカード使用者のカードに加算されます。

3. 前項のうち、イトーヨーカドーおよび株式会社イトーヨーカ堂が運営するアリオ等の大型ショッピングモール(以下「アリオ等」といいます。)に出店する専門店(テナント)(以下総称して、「テナント等」といいます。)におけるポイントの加算について

(1) 加算の方法

クレジットポイント(C)

イトーヨーカドーに出店するテナント等においては、カードによるクレジット決済をしたお買上金額(税込)200円ごとに1ポイント加算し、アリオ等に出店するテナント等においては、カードによるクレジット決済をしたお買上金額(税込)200円ごとに2ポイント加算します。

(2) 加算の対象とならないご利用について

- ①カード年会費、キャッシング1回払い・キャッシングリボ払い等金融商品のご利用分。
- ②その他、当社がポイント対象外と指定するご利用分。

(3) 各カード使用者のポイント加算について

クレジットポイント(C)は各々ご利用されたカード使用者のカードに加算されます。

第5条 ポイント利用について

ポイントは、1ポイントにつき1円換算でポイント利用加盟店における商品代金の一部、または全部として利用できるものとします。なお、ポイントは換金することはできません。

(1) 加算されたポイントは、同一店舗でのみ当日からご利用できますが、当日までにカード利用実績のある他の店舗では、翌日からご利用できます。

(2) 初めてカードをご利用いただいた店舗では、ポイントの利用はその翌日からとなります。

第6条 お買上商品返品時のポイントサービスについて

1.ポイント利用加盟店およびテナント等においてお買上げいただいた商品を、会員のご都合その他の事由で返品される場合は、レシートと共にカードを提示し、当該返品商品のお買上時に加算したポイント数を累計ポイントから差し引くものとします。また、お買上時にポイントの利用があった場合には、ポイント利用加盟店により同数のポイント、またはそれに相当する現金にてお戻しします。

2.ポイント利用加盟店以外の加盟店における返品にともなうクレジットポイント(B)の減算が生じる場合は、減算相当分のポイントを当該返品の前月の5日に差し引くものとします。

第7条 カード再発行時のポイントについて

会員がカードを紛失・盗難、または破損し、当社がカードを再発行した場合には、それまでの有効ポイントは再発行したカードに移行されます。ただし、当社に届け出るまでに第三者に累計ポイントを使用された場合、使用された相当分の損害は会員の負担となります。

第8条 ポイントの有効期限

1.毎年当年4月1日から翌年3月末日までのポイント加算期間中に加算されたポイントの有効期限は、その翌年の3月末日までとします。ただし、第4条第1項(3)に規定されるボーナスポイント加算のための各お買上金額を3月31日に達成された場合には当該ボーナスポイントの加算は翌日の4月1日となりますが、その有効期限は翌年の3月31日までとなります。

2.有効期限内に利用されなかったポイントは失効するものとします。

第9条 業務委託

1.会員は、当社が当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

(1)ポイントの加算・利用に関する業務。

(2)ポイントの情報処理・電算機処理に付随する業務。

2.会員は、当社が前項の委託業務の範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。

3.会員は、当社の指定する委託先が第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が当社の指定する委託先に提供することを予め承諾するものとします。

第10条 本特約の変更

本特約の変更については、会員規約の定めに基づいて行うものとします。

第11条 退会または会員資格喪失時のポイント

会員が退会または会員資格を喪失した時点で、それまでの累計ポイントは失効するものとします。

【2023年12月版】

会員情報の取扱いに関する重要事項

第1条 会員情報の収集・保有・利用・預託

1. 法人会員、法人会員として入会を申込みされた法人等および個人事業主（以下総称して「法人会員等」といいます。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申込みされた方（以下あわせて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」をあわせて「会員等」といいます。）は、本契約（入会申込みを含み、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」といいます。）とのクレジットカード発行契約をいいます。以下同じとします。）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理（以下「与信業務」といいます。）のために、以下の情報（以下これらを総称して「会員情報」といいます。）を当社が保護措置を講じたうえで収集、利用することに同意します。

- (1) 法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、Eメールアドレス等、法人会員等が入会申込み時およびセブンカード会員規約（一般法人用）（以下「会員規約」といいます。）第12条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - (2) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、Eメールアドレス等、カード使用者等が入会申込み時および会員規約第12条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - (3) 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と当社の契約内容に関する事項。
 - (4) 会員のカードの利用内容。
 - (5) 支払責任者の支払状況、会員からのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た事項（電話の録音等による音声情報を含みます。）。
 - (6) 法人会員等が入会申込み時および入会後に届け出た年商・損益等、当社が収集した代表者等（第5条第1項に定めるものをいいます。）のクレジット利用・支払履歴。
 - (7) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」または同法を改正した法令で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。
 - (8) 当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、(1)、(2)、(3)、(4)のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
 - (9) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - (10) インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」といいます。）。
 - (11) インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」といいます。）。
2. 会員等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、当社が会員情報の保護措置を講じたうえで、前項により収集した会員情報を当該委託する業務の遂行に必要な範囲で当該委託先に預託することおよび当該委託先が受託した業務の目的に限って利用することに同意します。

第2条 会員情報の利用

1. 会員等は、当社が以下の目的のために前条第1項(1)、(2)、(3)、(4)の会員情報を利用することに同意します。
- (1) カードの機能、ポイントサービス等の提供。

- (2) クレジットカード事業に関する新商品・新機能・新サービス等の研究開発、改善および市場調査(会員等の情報から行動・関心等の情報を分析することを含みます。)
 - (3) クレジットカード事業に関するサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付および電話・Eメールその他の通信手段等の方法によるご案内または貸付の契約に関する勧誘のご案内。
 - (4) 当社が提携した企業から受託した営業情報・お得情報のご案内。
 - (5) 録音情報については、会員等からのお問い合わせ等の内容および当該お問い合わせ等に対する当社の対応を記録し、必要に応じて確認することにより、適切な対応を行うこと。
 - (6) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提供を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供のため。
2. 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる前条第1項(10)、(11)の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。当社は当該業務のために、前条第1項(10)、(11)の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する当社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、別途当社が定める規約をご確認ください。

第3条 利用中止の申し出

前条第1項(3)、(4)により、同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。ただし、ご利用代金明細書に記載される営業案内およびこれに同封される宣伝物・印刷物等は除きます。

第4条 会員情報の共同利用

1. 会員等は第1条第1項(1)、(2)、(3)、(4)の会員情報を当社と、株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよびその関連企業、ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店との間で、個人情報保護に関する法令に基づき共同して利用すること(以下「共同利用」といいます。)に同意します。この場合、当社は、共同利用する会員等の会員情報を個人情報保護に関する法令に従って厳正に管理し、会員等のプライバシー保護に十分に注意を払うとともに、当社所定の「個人情報保護方針」(当該方針内記載の「会員」は「会員等」と読み替えるものとします。)に定める目的以外には利用しないものとします。
2. 前項に定めるほか、共同利用に際して個人情報保護に関する法令により予め通知または本人が知り得る状態に置くこととされている事項については、当社所定の「個人情報保護方針」に定めるものとし、これを当社ホームページに掲載する方法により、会員等が知り得る状態に置くものとします。

第5条 個人信用情報機関の利用および登録

1. 代表使用者および代表使用者として入会を申込みされた方(以下総称して「代表使用者等」といいます。)ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申込みされた方(以下総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」をあわせて「代表者等」といいます。)は、当社が利用・登録する個人信用情報機関(個人の支

払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」といいます。)に対する当該情報の提供を業とする者。)について以下のとおり同意するものとします。

- (1) 代表者等の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人情報情報機関(以下「加盟個人情報情報機関」といいます。)および当該機関と提携する個人情報情報機関(以下「提携個人情報情報機関」といいます。)に照会し、代表者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報等、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。
 - (2) 加盟個人情報情報機関に、代表者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、第3項の表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、当該加盟会員の自己の与信取引上の判断(代表者等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。)のために利用されること。
 - (3) 前号により加盟個人情報情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。
2. 加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関は以下のとおりです。また、当社が新たに個人情報情報機関に加盟する場合には、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

〔加盟個人情報情報機関〕

株式会社シー・アイ・シー(CIC)

〒160-8375

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

☎0120-810-414(フリーダイヤル)

<https://www.cic.co.jp/>

株式会社日本信用情報機構(JICC)

〒110-0014

東京都台東区北上野一丁目10番14号

住友不動産上野ビル5号館

☎0570-055-955(ナビダイヤル)

<https://www.jicc.co.jp/>

〈提携個人情報情報機関〉

加盟個人情報情報機関と提携する提携個人情報情報機関は以下のとおりです。

全国銀行個人情報センター

☎03-3214-5020

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

3.加盟個人情報情報機関への登録情報と登録期間は以下のとおりです。

	C I C	J I C C
①氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・運転免許証等の番号・本人確認書類の記号番号等の本人を特定するための情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
②加盟個人情報情報機関を利用した日および本契約に係る申込みの事実	当該利用日より6カ月間	当該利用日より6カ月以内
③入会年月日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、延滞解消、完済等のその返済状況	契約期間中および取引終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	

※前表のうち、個人情報情報機関が独自に収集し、登録するものは④⑤となります。

※前表のほか、CICおよびJICCについては、支払停止の抗弁の申し出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※前表のほか、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内登録されます。

第6条 会員情報の開示・訂正・削除

- 1.会員等は、当社または加盟個人情報情報機関に対して、自らに関する会員情報を開示するよう請求することができます。
- 2.万一、当社の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

[会員情報に関するお問い合わせ]

株式会社セブン・カードサービス お客様相談室
 (9:00AM~5:00PM 土・日・祝・1/1~1/3休)
 〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5
 ☎03-6238-2952

第7条 会員情報の取扱いに関する不同意

当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または本「会員情報の取扱いに関する重要事項」に定める会員情報の取扱いについて同意されない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第2条第1項(3)、(4)に定める営業案内に対する中止の申し出をいただいても、入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第8条 契約不成立時および退会後の会員情報の利用

- 1.当社が入会をお断りする場合であっても、入会申込をされた事実は、お断りする理由のいかんを問わず、第1条、第2条、第4条、第5条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.退会の申し出または会員資格の喪失後も、第1条および第2条第1項(5)に定める目的および開示請求時に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間会員情報を保有し、利用します。

〈ご相談窓口〉

- 1.商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.カードのご利用についてのお問い合わせおよび宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

コールセンター

東京 ☎0422-41-7110

大阪 ☎06-6949-0763

札幌 ☎011-222-5465

- 3.本規約についてのお問い合わせ・ご相談、会員情報等の開示・訂正・削除等の会員等に関する情報についてのお問い合わせ・ご相談については下記におたずねください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護管理責任者を設置しております。個人情報保護管理責任者の役職等については、当社ホームページ (<https://www.7card.co.jp/company/>) の会社概要(個人情報保護方針)で公表しております。

株式会社セブン・カードサービス お客様相談室
(9:00AM~5:00PM 土・日・祝・1/1~1/3休)
〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5
☎03-6238-2952

- ※当社は、カードご利用代金のお支払ご指定口座により、収納代行を株式会社ジェーシービーに委託している場合があります。その場合、通帳表示は「JCB(カード)」等となることがありますのでご注意ください。なお、セブン銀行に関しては当社の直接収納となります。
- ※お客様のご利用可能枠は、「カード発行のご案内」をご覧ください。
- ※会員規約に同意いただけない場合は、退会の手続きをとらせていただきますので、コールセンターまでご連絡ください。

〈株式会社セブン・カードサービス 反社会的勢力に対する基本方針〉

当社は、暴力・威力と詐欺的手法を用いて経済的利益等を追求する集団または個人(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。

- 1.当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- 2.当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- 3.当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- 4.当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- 5.当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

【2023年10月版】



570029500

V0915162